

和泉市公共交通感染症対策事業について

趣旨

地域公共交通事業者が新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために必要な対策を行う事業に対し補助金を交付することにより、より積極的な感染症の感染拡大の防止を図ることを目的とします。

補助対象経費

令和2年4月7日から同年9月30日までの間において、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために要した次のいずれかに該当する経費とします。

- (1) 飛まつ感染防止のためのスクリーン設置に係る費用
- (2) 接触感染防止のための車両消毒に係る費用
- (3) その他、感染症の拡大を防止するために必要と認める費用

補助対象者

- (1) 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者のうち、市内に営業所を有する又は本市と協定を締結しバス運行を行っているバス事業者
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者のうち、市内に営業所を有する法人タクシー事業者（福祉輸送事業限定の事業者は除く）

補助金額

補助金の額は、補助事業者が感染拡大防止対策を行った補助対象経費の合計額（消費税の額及び地方消費税の額を含む）とし、本市に使用の本拠を置き市内を運行する事業用車両又は本市との協定により運行する事業用車両1台当たりそれぞれ次の額を限度とします。

- (1) バス車両（高速バスを除く。） 2万円
- (2) タクシー車両 1万円

申請受付期間

令和2年10月30日（金）まで

予算額

公共交通感染症対策事業補助金 2,400千円